# 第38号 かまがや

< 令和3年8月発行> 発行元 鎌ケ谷市消費生活センター TEL: 047-445-1246 ※予約優先

2022年4月から

# 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます

18歳や19歳の若者の積極的な社会参加を促すことを目的とした民法改正によるものです

成年年齢の引き下げによる、若者の消費者被害の拡大が心配されています。
「契約」をする前に必要な契約なのか、よく考えて慎重に判断することが大切です。

## 契約には「責任」が生じます

私たちが何気なく行っている商品の売り買いや、サービスの利用で交わされる契約は、法的な責任が生じる約束のことです。 売り手と買い手の意思が合意した時に契約は成立します。双方に権利や義務が生じ、取引で決めた「契約の内容」を守ることになります。そのため、一方的に契約を取消すことはできません。



# 18歳(新成人)になったら・・・ 何が変わるの?

#### 今までの18歳(未成年)

悪質商法などから保護するために 20歳未満の未成年者が親の同意を 得ないで契約した場合、原則として 「契約を取消す」ことができます。 (少額契約を除く)

#### 例)

- ・親に内緒でエステ契約をした。
- ・街で呼び止められ、事務所でモデルになれると言われて申し込んだが、 高額なレッスン料の契約だった

法律で親の同意がない 契約は取消せきす!

ただし、次の場合は取消しができません!

- ●お小遣いの範囲の少額な契約の場合
- ●自分が成人であると偽って契約した場合
- ●結婚している場合 など

#### これからの18歳(新成人)

成年年齢が引き下げられると、18歳・ 19歳の人は親の同意なく、<u>一人で</u> 様々な契約ができるようになります。

#### 例)

- ・クレジットカードを作る
- ・スマートフォンを契約する
- ・一人暮らしのアパートを借いる

160

- ●契約した場合は、未成年者取消しはできなくなります。
- ●不当な勧誘行為により不要な契約を した場合や、契約内容と事実が違う 場合などは、契約の取消しや解除する ことができます。

成人になると様々な勧誘の対象になります。その場での契約は慎重にしましょう。

飲酒、たばこの喫煙ができる年齢は20歳のまま変わりません。 また、国民年金の加入義務も今までどおり20歳以上となっています。

# 友人、知人からの「もうけ話」の誘い! それ、マルチ商法かも!

#### 事例

友人から「何百万円も稼げるいいアルバイトがある」と誘われ、説明会に参加した。暗号資産(仮想通貨)の投資に30万円を支払えば収益を分け合う権利が手に入るという話だった。また、自分が紹介した人が会員になれば紹介料も入り、その人が誰かを紹介すればさらにお金が入る仕組みだというが、友人を紹介することはできず、借金した消費者金融への返済も困難なので解約したい。

## こんなことに注意!

- ★簡単に大金を得られることは通常 あり得ません。 友人などからの「も うけ話」の誘いはキッパリと断りま しょう。
- ★自分が友人などを勧誘することで、 友人をトラブルに巻き込み、人間関係を壊す恐れもあります。
- ★「契約」を安易に考えないで、高額 な金額を支払うような契約は、その 場で契約しないようにしましょう。

#### ※マルチ商法とは

商品やサービスを契約して組織の会員にない、友人などを紹介すると紹介料を得られるという商法。契約書の受領日から20日間は無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」ができます。 化粧品・健康食品・浄水器などを扱うケースもあり、ネットワークビジネスとも言われます。

## トイレのつきい修理! 思いがけない高額請求に注意!

在宅学習やテレワークが増えた影響か、若者も含めトイレのつまり修理に 関する契約トラスルが増加しています。

#### 事例

一人暮らしのマンションで、トイレがつまり逆流したため、慌ててインターネット検索し「トイレのつまり900円~」などと格安な表示をしている事業者に電話した。「ラバーカップを使用して5千円程度かかる」と言われ、承諾して来てもらった。その後「便器を外す必要がある」「配管に工具を通し、つまりを流す」「高圧洗浄が必要」などと言われ、作業終了後30万円を請求された。高額ではないか。◆

# こんなことに注意!

- ★事業者の宣伝文句をうのみにせず、 依頼する前に概ねの代金の確認と 見積書を受け取りましょう。 また、当初依頼した作業内容と異 なる場合は、その場で決めずに他業 者にも見積もりを取り比較検討しま しょう。
- ★高額な代金の請求には、代金の内 訳を聞いて、料金の説明が不十分 な場合は納得いくまで交渉しましょ う。 また、日頃から信用できる工務 店を探したり、集合住宅の場合は管 理人に相談するなどしましょう。

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は鎌ケ谷市 消費生活センターにお気軽にご相談ください。



鎌ケ谷市消費生活センタ・ 市役所2階 電話:047-445-1246

電話・047-445-1246 時間:平日10時~12時

理解度チェックにも 13時~16時